

令和6年（2024年）個別的労使紛争のあっせん事件一覧表（8月末現在終結分）

1 前年からの繰越事件

番号	あっせん事項	申請者	経路	雇用形態	業種	従業員数	申請年月日 開始年月日	終結 年月日	所要 日数	終結 区分
1	・ 賞与の支払	労	労働組合	正社員	社会保険・社会福祉・介護事業	450	R5.11.10 R5.12.6	R6.1.16	68	取下げ
2	・ 退職理由を会社都合とすること。 ・ 配置転換及び雇用契約拒否の理由等を開示すること。	労	あっせん経験者	契約社員	社会保険・社会福祉・介護事業	80	R5.11.27 R5.12.15	R6.1.16	51	打切り
3	・ 自身の健康状態について、業務上合理的な配慮をすること。 ・ 管理職手当を支払うこと。	労	弁護士	正社員	その他の小売業	43	R5.10.25 —	R6.1.26	94	取下げ

2 新規事件

番号	あっせん事項	申請者	経路	雇用形態	業種	従業員数	申請年月日 開始年月日	終結 年月日	所要 日数	終結 区分
1	・ 解雇予告を撤回すること。	労	道労委HP	パート	映像・音声・文字情報制作業	120	R6.1.30 R6.2.9	R6.2.29	31	解決
2	・ 不当な異動命令・退職勧奨について謝罪すること。 ・ 給料3か月分相当の慰謝料を支払うこと。	労	弁護士	正社員	社会保険・社会福祉・介護事業	50	R6.2.1 R6.2.14	R6.2.29	29	解決
3	・ 再就職先を紹介すること又は補償金を支払うこと。	労	国の関係機関	正社員	不動産取引業	不明	R6.1.24 R6.2.9	R6.3.5	42	解決
4	・ 慰謝料及び解決金を支払うこと。	労	労働組合	パート	その他の教育、学習支援業	不明	R6.2.14 R6.2.28	R6.3.27	43	解決
5	・ 退職理由を会社都合とすること ・ 退職に伴う補償金の支払い。	労	道労委HP	正社員	飲食料品小売業	40	R6.3.15 R6.3.26	R6.4.8	25	打切り

6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災が認定された場合の待機期間分の補償金相当額及び労災給付金と傷病手当金との差額の支払。 ・ 治療費等の支払。 ・ 会社都合退職の場合における退職金との差額の支払。 ・ パワハラにより勤務できなかった夜勤手当相当額の支払。 ・ 安全配慮義務違反により適応障害となったことに対する損害賠償金の支払。 	労	社労士会	正社員	医療業	215	R6. 3. 1 R6. 3. 18	R6. 4. 8	39	解決
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災が認定された場合の待機期間分の補償金相当額及び労災給付金と傷病手当金との差額の支払。 ・ 治療費等の支払。 ・ パワハラを理由とした欠勤による賞与減額分の支払。 ・ 会社都合退職の場合における退職金との差額の支払。 ・ パワハラにより勤務できなかった夜勤手当相当額の支払。 ・ 安全配慮義務違反により適応障害となったことに対する損害賠償金の支払。 ・ 生活保障金の支払。 	労	社労士会	正社員	医療業	215	R6. 3. 1 R6. 3. 18	R6. 4. 19	50	解決
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な解雇を撤回し、事務職としての雇用継続を保証すること。 	労	労働組合	正社員	職別工事業	4	R6. 3. 7 R6. 4. 5	R6. 5. 1	56	打切り
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハラスメントを認めること。 ・ 職場環境の改善。 ・ 次年度の雇用契約更新。 ・ 慰謝料支払。 	労	弁護士	契約社員	不動産取引業	1,957	R6. 3. 14 R6. 4. 16	R6. 5. 15	63	解決
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未払となっている通勤手当の支払。 	労	広報誌	契約社員	総合工事業	不明	R6. 3. 13 R6. 4. 19	R6. 5. 17	66	打切り
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハラスメントを認めること。 ・ ハラスメントを防止する対策を講じること。 ・ ハラスメントについて、慰謝料を支払うこと。 ・ 会社都合による退職を認めること。 	労	労働局	パート	食料品製造業	168	R6. 4. 23 —	R6. 5. 21	29	取下げ

12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社長からのパワハラにより退職を余儀なくされたため、その慰謝料の支払うこと。 ・ 雇用契約書、労働条件通知書を明示すること。すみやかに、あっせんに参加すること。 	労	労働局	正社員	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	15	R6. 5. 27 R6. 6. 5	R6. 6. 12	17	打切り
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未払給与の支払。 ・ 入院期間及び就労困難となった期間の傷病手当金相当額の支払。 	労	労働局	正社員	農業	不明	R6. 3. 25 R6. 5. 8	R6. 6. 14	82	解決
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用継続すること。 	労	労働組合	パート	保険業	200	R6. 6. 7 —	R6. 6. 14	8	取下げ
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業退職金共済制度の退職金相当額の支払。 	労	国の関係機関	正社員	繊維・衣服等卸売業	3	R6. 2. 13 R6. 3. 22	R6. 6. 24	133	解決
16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣契約不更新への不誠実な対応に対する慰謝料。 ・ 未払時間外手当の早急な支払。 ・ 事実確認を怠ったことに対する謝罪。 	労	労働組合	その他	職業紹介・労働者派遣業	447	R6. 4. 2 R6. 5. 8	R6. 6. 25	85	打切り
17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣契約不更新への不誠実な対応に対する慰謝料。 ・ 未払時間外手当の早急な支払。 ・ 事実確認を怠ったことに対する謝罪。 	労	労働組合	その他	職業紹介・労働者派遣業	447	R6. 4. 2 R6. 5. 8	R6. 6. 25	85	打切り
18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見舞金の支払。 ・ 会社として非を認め謝罪すること。 	労	労働組合	正社員	総合工事業	不明	R6. 2. 13 R6. 2. 29	R6. 8. 22	192	打切り